

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

電信課長

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 略 平	※ 総第 0206 177-04/号
	※ 第 140 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発 49- 2 -6 19- 13
秘密指定解除 公文書監理室	大至急・ 至急 ・普通・LTF	※ 発電係 名

(※印欄内は電信課記入)

漢

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アジア局長 中江参事官 大森参事官 北東アジア課長 主席事務官	主管局部課 (室) 名 ア北 起案 昭和49年2月6日 起案者 宮下 電話番号 2415
------------------------------------------------	---------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

協議先

在 韓国後宮 **大使** 臨時代理大使
総領事 代理 あて 外務 大巨 発

電 報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題

1. 6日在京韓国大使館一等書記官は、1日に当方より
同書記官に手交した本件遺骨名簿にとどつき、本6日のソウル
新聞の夕刊に「韓国内の縁故者」探しのための広告を
行ない、6日から20日までの間に「縁故者」の申告を受け
ることになった旨連絡越した。

(昭和四二・七・一 改正)

秘密指定解除
公文書監理室

—秘— 2

2. 本件調査そのものについては当方として云々する立場
従来の従来の立場からすれば

にないが、かかる調査の結果判明する ^{縁故者} 遺族の全てに

遺骨を返還し得るとは限らず、その場合にアグリシティー

を与えて調査したことがかえてこの問題をにじらす ^{韓国内に期待感を持たせ}
^{北東部に予選より}

こととなりかねないため、6日禹書記官に対し次の趣

旨を示唆しおいたので参考まで。

* ^{返す縁故者} 日本側よりすでに提案してある「遺族」の範囲に従って

すでに248柱の返還がなされた実績があることごと

あり、^(冒頭発電参照) 先般の韓国側提案に対する日本側の正式立場

は、まだ確定していないが、さし当り従来の方式を ^{変える}

ことはむしろ ^{従って} ^{韓国側の} なることありうる。 ^{今回の調}

査の結果明らかとなる ^{縁故者} 遺族の全てに対し ^{日本側として} 遺骨を返還

できない場合もありうるので、この実あらかじめ明らか

にしておきたい。

(3)